

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の設立認可……………
- ……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………(住宅政策本部民間住宅部不動産業課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)……………

告示

●東京都告示第千三百五十六号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項の規定に基づき飯田橋駅東地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年十月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

飯田橋駅東地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和四年十月十二日から令和十一年二月二十八日まで

三 施行地区

千代田区飯田橋三丁目地内

四 事務所の所在地

千代田区飯田橋三丁目六番五号

五 設立認可の年月日

令和四年十月十二日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和四年十一月十日

●東京都告示第千三百五十七号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和四年十月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 令和四年十月二十六日 午後二時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社 eDDy

(二) 代表者氏名 代表取締役 藤枝 敏男

(三) 主たる事務所の所在地 港区芝大門一丁目三番六号喜多ビル三〇一

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第一〇〇七二二号

(五) 免許年月日 令和四年六月十六日

●東京都告示第千三百五十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

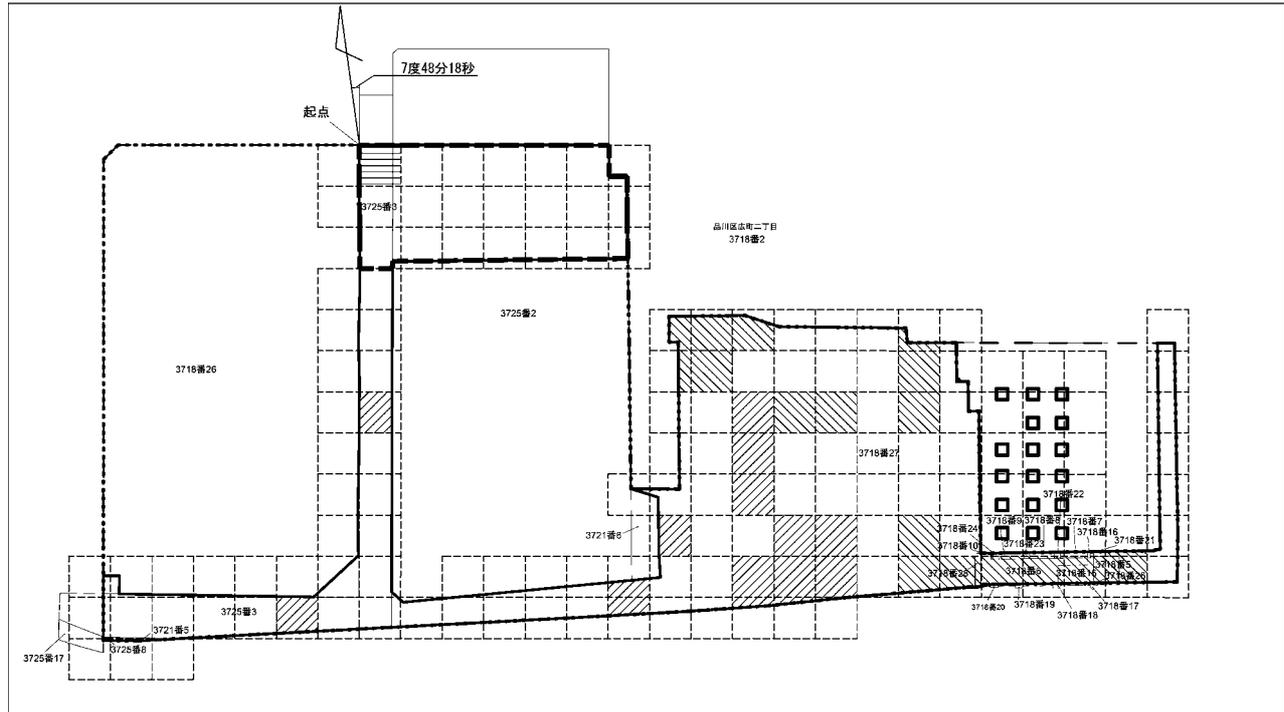
令和四年十月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区広町二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



- 【凡例】
- : 筆境界
  - — : 敷地境界
  - ⋯⋯ : 土地の形質の変更範囲
  - — — : 調査対象地
  - — — — : 今回調査対象地
  - - - - : 単位区画
  - ▨ : 形質変更時要届出区域 (この告示で指定する区域)
  - ▨ : 形質変更時要届出区域 (令和4年東京都告示第1222号により指定した区域)
  - ▨ : 形質変更時要届出区域 (令和4年東京都告示第795号により指定した区域)

【起点】  
 起点の位置はX=-43386.074, Y=-9092.850とする。(調査対象地の最北端とする。) 座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(7度48分18秒)】  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三百五十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、令和四年東京都告示第二百七十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(世田谷区玉川台一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



**【凡例】**

[-----] 単位区画  
 ————— 敷地境界  
 [XXXXXX] 指定を解除する区域

**【起点】**

起点は、世田谷区玉川台一丁目764番1の最北端とする。

**【格子の回転角度：25度00分00秒】**

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)  
 郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)  
 三〇円

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)  
 郵便番号  
 113-0001

